

(別添1)

地方税法の施行に関する取扱いについて（道府県税関係）の一部改正新旧対照表

改 正 後	改 正 前
<p>第2章 道府県民税</p> <p>第1節 通則</p> <p>第1 納税義務者</p> <p>3 法人の道府県民税の課税については、次の諸点に留意すること。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 公益法人等（法人税法（昭和40年法律第34号）第2条第6号の公益法人等並びに防災街区整備事業組合、管理組合法人及び団地管理組合法人、<u>マンション再生組合、マンション等売却組合、マンション除却組合及び敷地分割組合</u>、地方自治法第260条の2第7項に規定する認可地縁団体、政党交付金の交付を受ける政党等に対する法人格の付与に関する法律（平成6年法律第106号）第7条の2第1項に規定する法人である政党等並びに特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第2条第2項に規定する特定非営利活動法人をいう。以下この章において同じ。）のうち、法第25条第1項第2号に掲げる者以外のもの及び法第24条第6項の規定により法人とみなされたものに対する法人税割は、これらの法人の収益事業又は法人課税信託（法第24条第1項第4号の2に規定する法人課税信託をいう。以下この章において同じ。）の信託事務を行う事務所又は事業所所在の道府県において課するものであるが、退職年金等積立金に対する法人税に係る法人税割については、収益事業を行う事務所又は事業所所在の道府県に限らず課されるものであること。（法24①・⑤）</p> <p>なお、均等割については、収益事業又は法人課税信託の信託事務を行う事務所又は事業所に限らず、これらの法人の事務所、事業所又は寮等（寮、宿泊所、ク</p>	<p>第2章 道府県民税</p> <p>第1節 通則</p> <p>第1 納税義務者</p> <p>3 法人の道府県民税の課税については、次の諸点に留意すること。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 公益法人等（法人税法（昭和40年法律第34号）第2条第6号の公益法人等並びに防災街区整備事業組合、管理組合法人及び団地管理組合法人、<u>マンション建替組合、マンション敷地売却組合</u>）及び敷地分割組合、地方自治法第260条の2第7項に規定する認可地縁団体、政党交付金の交付を受ける政党等に対する法人格の付与に関する法律（平成6年法律第106号）第7条の2第1項に規定する法人である政党等並びに特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第2条第2項に規定する特定非営利活動法人をいう。以下この章において同じ。）のうち、法第25条第1項第2号に掲げる者以外のもの及び法第24条第6項の規定により法人とみなされたものに対する法人税割は、これらの法人の収益事業又は法人課税信託（法第24条第1項第4号の2に規定する法人課税信託をいう。以下この章において同じ。）の信託事務を行う事務所又は事業所所在の道府県において課するものであるが、退職年金等積立金に対する法人税に係る法人税割については、収益事業を行う事務所又は事業所所在の道府県に限らず課されるものであること。（法24①・⑤）</p> <p>なお、均等割については、収益事業又は法人課税信託の信託事務を行う事務所又は事業所に限らず、これらの法人の事務所、事業所又は寮等（寮、宿泊所、ク</p>

ラブその他これらに類する施設をいう。以下この章において同じ。) 所在の道府県において課されるものであること。

(3)及び(4) 略

第2節 個人の道府県民税

第4 課税標準及び税率

12の6 ふるさと納税に関する事務の遂行に当たっては、次の諸点に留意すること。

(1) ふるさと納税に関する寄附金の募集については、法第37条の2第2項及び第314条の7第2項に規定する基準に適合するよう行われるべきものであり、その詳細な取扱いについては、別途「ふるさと納税に係る指定制度の運用について」(令和6年6月28日付総税市第67号)及び「ふるさと納税に係る指定制度の運用についてのQ&Aについて」(令和6年7月16日付総税市第71号)を参照されたいこと。

このほか、ふるさと納税に関する事務の遂行に当たっての留意事項については、別途「ふるさと納税に係る返礼品の送付等について」(平成29年4月1日付総税市第28号)及び「ふるさと納税に係る返礼品の送付等について」(平成30年4月1日付総税市第37号)に示されている事項についても参照し、その趣旨を踏まえた適切な対応を行うべきものであること。

(2) 略

第5 申告

15の2 給与所得者の扶養親族等申告書については、次の諸点に留意すること。(法45の3の2)

(1)及び(2) 略

(3) 規則第2条の3の3第10項から第12項までの規定による書類の提出は、給与所得者が給与支払者を経由せずに市町村長に提出するものであること。ただし、所得税においては、給与所得者が給与支払者に、扶養控除等の申告に当たっ

ラブその他これらに類する施設をいう。以下この章において同じ。) 所在の道府県において課されるものであること。

(3)及び(4) 略

第2節 個人の道府県民税

第4 課税標準及び税率

12の6 ふるさと納税に関する事務の遂行に当たっては、次の諸点に留意すること。

(1) ふるさと納税に関する寄附金の募集については、法第37条の2第2項及び第314条の7第2項に規定する基準に適合するよう行われるべきものであり、その詳細な取扱いについては、別途「ふるさと納税に係る指定制度の運用について」(令和5年6月27日付総税市第65号)及び「ふるさと納税に係る指定制度の運用についてのQ&Aについて」(令和5年7月21日付総税市第80号)を参照されたいこと。

このほか、ふるさと納税に関する事務の遂行に当たっての留意事項については、別途「ふるさと納税に係る返礼品の送付等について」(平成29年4月1日付総税市第28号)及び「ふるさと納税に係る返礼品の送付等について」(平成30年4月1日付総税市第37号)に示されている事項についても参照し、その趣旨を踏まえた適切な対応を行うべきものであること。

(2) 略

第5 申告

15の2 給与所得者の扶養親族等申告書については、次の諸点に留意すること。(法45の3の2)

(1)及び(2) 略

(3) 規則第2条の3の3第10項から第12項までの規定による書類の提出は、給与所得者が給与支払者を経由せずに市町村長に提出するものであること。ただし、所得税においては、給与所得者が給与支払者に、扶養控除等の申告に当たっ

て給与所得者の扶養控除等申告書を提出する場合、国外に居住する源泉控除対象配偶者又は源泉控除対象親族が申告者の親族に該当すること及び申告者と生計を一にしていることを証する書類の提出又は提示が義務付けられていることから、できる限り納税義務者の負担を避ける観点から、規則第2条の3の3第10項から第12項までの規定により提出すべき書類の提出が必要と見込まれる給与所得者が、給与支払者に個人住民税に係る扶養親族等申告書を提出する際に、所得税における書類の提出等と一連の手續として給与支払者に提出する形で、給与支払者を經由して当該書類を提出することも妨げないこととしていること。

(4)～(10) 略

15の3 公的年金等受給者の扶養親族等申告書については、次の諸点に留意すること。(法45の3の3)

(1)及び(2) 略

(3) 規則第2条の3の6第9項から第11項までの規定による書類の提出は、公的年金等受給者が公的年金等支払者を經由せずに市町村長に提出するものであること。ただし、所得税においては、公的年金等受給者が公的年金等支払者に、扶養控除等の申告に当たって公的年金等の受給者の扶養親族等申告書を提出する場合、国外に居住する源泉控除対象配偶者又は源泉控除対象親族(合計所得金額の見積額が85万円を超える者を除く。)が申告者の親族に該当することを証する書類の提出又は提示が義務付けられていることから、できる限り納税義務者の負担を避ける観点から、規則第2条の3の6第9項から第11項までの規定により提出すべき書類の提出が必要と見込まれる公的年金等受給者が、公的年金等支払者に個人住民税に係る扶養親族等申告書を提出する際に、所得税における書類の提出等と一連の手續として公的年金等支払者に提出する形で、公的年金等支払者を經由して当該書類(特定配偶者又は扶養親族が申告者の親族に該当することを証する書類に限る。)を提出することも妨げないこととしていること。

(4)～(8) 略

て給与所得者の扶養控除等申告書を提出する場合、国外に居住する源泉控除対象配偶者又は控除対象扶養親族が申告者の親族に該当すること及び申告者と生計を一にしていることを証する書類の提出又は提示が義務付けられていることから、できる限り納税義務者の負担を避ける観点から、規則第2条の3の3第10項から第12項までの規定により提出すべき書類の提出が必要と見込まれる給与所得者が、給与支払者に個人住民税に係る扶養親族等申告書を提出する際に、所得税における書類の提出等と一連の手續として給与支払者に提出する形で、給与支払者を經由して当該書類を提出することも妨げないこととしていること。

(4)～(10) 略

15の3 公的年金等受給者の扶養親族等申告書については、次の諸点に留意すること。(法45の3の3)

(1)及び(2) 略

(3) 規則第2条の3の6第9項から第11項までの規定による書類の提出は、公的年金等受給者が公的年金等支払者を經由せずに市町村長に提出するものであること。ただし、所得税においては、公的年金等受給者が公的年金等支払者に、扶養控除等の申告に当たって公的年金等の受給者の扶養親族等申告書を提出する場合、国外に居住する源泉控除対象配偶者又は控除対象扶養親族
_____が申告者の親族に該当することを証する書類の提出又は提示が義務付けられていることから、できる限り納税義務者の負担を避ける観点から、規則第2条の3の6第9項から第11項までの規定により提出すべき書類の提出が必要と見込まれる公的年金等受給者が、公的年金等支払者に個人住民税に係る扶養親族等申告書を提出する際に、所得税における書類の提出等と一連の手續として公的年金等支払者に提出する形で、公的年金等支払者を經由して当該書類(特定配偶者又は扶養親族が申告者の親族に該当することを証する書類に限る。)を提出することも妨げないこととしていること。

(4)～(8) 略

第3節 法人の道府県民税

46の2 内国法人が各事業年度において租税特別措置法第66条の7第4項及び第10項の規定の適用を受ける場合において、当該事業年度の控除対象所得税額等相当額（同条第4項に規定する控除対象所得税額等相当額をいう。以下46の2において同じ。）のうち、同条第4項に規定する法人税の額及び同条第10項に規定する所得地方法人税額の合計額を超える額があるときは、法人税割額から税額控除が認められているものであるが、その運用に当たっては、次の諸点に留意すること。

（法53㉔）

（1）及び（2） 略

（3） 2以上の道府県において事務所又は事業所を有する法人の関係道府県ごとの法人税割額から控除すべき控除対象所得税額等相当額の計算は、法第57条第2項に規定する従業者の数に按分して算定するものであること。

なお、2以上の道府県において事業所等を有する法人が令第9条の7第4項ただし書の規定により外国税額控除に係る道府県民税の控除限度額を計算した場合には、当該従業者の数は、令第9条の6の2第1項及び規則第3条の2第1項の規定により補正することとされているものであること。（令9の6の2①、則3の2①）

（4） 略

47 内国法人又は外国法人が外国において外国の法人税等（外国法人にあつては、法人税法第138条第1項第1号に掲げる国内源泉所得につき外国の法令により課されたものに限る。）を課された場合には、当該外国において課された外国の法人税等の額のうち、法人税法第69条第1項の控除限度額又は同法第144条の2第1項の控除限度額及び地方法人税法（平成26年法律第11号）第12条第1項に規定する地方法人税控除限度額又は地方法人税法施行令（平成26年政令第139号）第3条第3項の規定により計算した金額の合計額を超える額があるときは、令第9条の7第4項の規定により計算した道府県民税の控除限度額以内の額につい

第3節 法人の道府県民税

46の2 内国法人が各事業年度において租税特別措置法第66条の7第4項及び第10項の規定の適用を受ける場合において、当該事業年度の控除対象所得税額等相当額（同条第4項に規定する控除対象所得税額等相当額をいう。以下46の2において同じ。）のうち、同条第4項に規定する法人税の額及び同条第10項に規定する所得地方法人税額の合計額を超える額があるときは、法人税割額から税額控除が認められているものであるが、その運用に当たっては、次の諸点に留意すること。

（法53㉔）

（1）及び（2） 略

（3） 2以上の道府県において事務所又は事業所を有する法人の関係道府県ごとの法人税割額から控除すべき控除対象所得税額等相当額の計算は、法第57条第2項に規定する従業者の数に按分して算定するものであること。

なお、2以上の道府県において事業所等を有する法人が令第9条の7第6項ただし書の規定により外国税額控除に係る道府県民税の控除限度額を計算した場合には、当該従業者の数は、令第9条の6の2第1項及び規則第3条の2第1項の規定により補正することとされているものであること。（令9の6の2①、則3の2①）

（4） 略

47 内国法人又は外国法人が外国において外国の法人税等（外国法人にあつては、法人税法第138条第1項第1号に掲げる国内源泉所得につき外国の法令により課されたものに限る。）を課された場合には、当該外国において課された外国の法人税等の額のうち、法人税法第69条第1項の控除限度額又は同法第144条の2第1項の控除限度額及び法人税法施行令（昭和40年政令第97号）第144条第6項第1号の地方法人税の控除限度額又は同令第195条の2に規定する地方法人税の控除限度額の合計額を超える額があるときは、令第9条の7第6項の規定により計算した道府県民税の控除限度額以内の額につい

て法人税割額（外国法人にあつては、法人税法第141条第1号イに掲げる国内源泉所得に対する法人税額を課税標準として課するものに限る。）から税額控除が認められているものであるが、その運用に当たっては、次の諸点に留意すること。（法53㉔）

(1) 「外国の法人税等」とは、おおむね、外国の法令に基づき外国又はその地方公共団体により法人の所得を課税標準として課される税をいうものであるが、その範囲については法人税法施行令（昭和40年政令第97号）第141条に規定するところによるものであり、控除の対象となる外国の法人税等の額は法人税法第69条第1項に規定する控除対象外国法人税の額及び同法第144条の2第1項に規定する控除対象外国法人税の額の計算の例によるものであること。（令9の7①）

(2) 道府県民税の控除限度額は、原則として法人税の控除限度額に100分の1を乗じて計算した額とされているが、標準税率を超える税率で法人税割を課する道府県に事業所等を有する法人にあつては、当該法人の選択により、法人税の控除限度額に当該税率に相当する割合を乗じて計算した額とすることができるものとされていること。（令9の7④）

(3) 道府県民税の法人税割から控除することができる外国の法人税等の額は、当該外国の法人税等の額のうち、法人税法第69条第1項の控除限度額又は同法第144条の2第1項に規定する控除限度額及び地方法人税法第12条第1項に規定する地方法人税控除限度額又は地方法人税法施行令第3条第3項の規定により計算した金額の合計額を超える額のうち道府県民税の控除限度額以内の額に限られるものであること。したがって、法人税において、当該外国の法人税等の額の税額控除が行われた結果全額法人税額及び地方法人税額から控除することができる場合には、道府県民税の法人税割額から控除すべき外国の法人税等の額は

ないものであるから留意すること。

なお、各事業年度において道府県民税の控除余裕額を生じた場合は、当該事業

て法人税割額（外国法人にあつては、法人税法第141条第1号イに掲げる国内源泉所得に対する法人税額を課税標準として課するものに限る。）から税額控除が認められているものであるが、その運用に当たっては、次の諸点に留意すること。（法53㉔）

(1) 「外国の法人税等」とは、おおむね、外国の法令に基づき外国又はその地方公共団体により法人の所得を課税標準として課される税をいうものであるが、その範囲については法人税法施行令_____第141条に規定するところによるものであり、控除の対象となる外国の法人税等の額は法人税法第69条第1項に規定する控除対象外国法人税の額及び同法第144条の2第1項に規定する控除対象外国法人税の額の計算の例によるものであること。（令9の7①）

(2) 道府県民税の控除限度額は、原則として法人税の控除限度額に100分の1を乗じて計算した額とされているが、標準税率を超える税率で法人税割を課する道府県に事業所等を有する法人にあつては、当該法人の選択により、法人税の控除限度額に当該税率に相当する割合を乗じて計算した額とすることができるものとされていること。（令9の7⑥）

(3) 道府県民税の法人税割から控除することができる外国の法人税等の額は、当該外国の法人税等の額のうち、法人税法第69条第1項の控除限度額又は同法第144条の2第1項に規定する控除限度額及び法人税法施行令第144条第6項第1号の地方法人税の控除限度額又は同令第195条の2に規定する地方法人税の控除限度額の合計額を超える額のうち道府県民税の控除限度額以内の額に限られるものであること。したがって、法人税において、当該外国の法人税等の額の税額控除が行われた結果全額法人税額及び地方法人税額から控除することができる場合には、道府県民税の法人税割額から控除すべき外国の法人税等の額は

ないものであるから留意すること。

なお、各事業年度において道府県民税の控除余裕額を生じた場合は、当該事業

年度の開始の日前3年以内に開始した各事業年度（以下(3)において「前3年以内の各事業年度」という。）における控除限度額を超える外国税額のうち令第9条の7第2項に規定する額を当該事業年度において課された外国の法人税等の額とみなし、当該事業年度へ繰り越して外国の法人税等の額を控除することとされているものであること。（令9の7②）

また、各事業年度において課された外国の法人税等の額が当該事業年度の国税、道府県民税及び市町村民税の控除限度額の合計額を超える場合は、前3年以内の各事業年度における道府県民税の控除余裕額のうち令第9条の7第5項に規定する額を当該事業年度分の道府県民税の控除限度額に加算して外国の法人税等の額を控除することとされているものであること。（令9の7⑤）

なお、次に掲げる事業年度における控除限度額を超える外国税額及び道府県民税の控除余裕額は、前3年以内の各事業年度における控除限度額を超える外国税額及び道府県民税の控除余裕額に含まれないものであること。

ア及びイ 略

- (4) 内国法人又は外国法人が適格合併、適格分割又は適格現物出資（以下47及び47の2において「適格合併等」という。）により被合併法人、分割法人又は現物出資法人（47(6)及び47の2(2)において「被合併法人等」という。）から事業の全部又は一部の移転を受けた場合には、当該内国法人又は外国法人の当該適格合併等の日の属する事業年度以後の各事業年度においては、次に掲げる適格合併等の区分に応じ次に定める金額は、当該内国法人又は外国法人の当該事業年度開始の日前3年以内に開始した各事業年度（47(6)及び47の2(2)において「前3年内事業年度」という。）の控除限度超過額及び道府県民税の控除余裕額とみなす。（令9の7⑥～⑮）

ア及びイ 略

- (5) 外国の法人税等の額のうち、道府県民税の法人税割額を超えるため控除することができなかった額（以下(5)及び(6)において「控除未済外国法人税等額」

年度の開始の日前3年以内に開始した各事業年度（以下(3)において「前3年以内の各事業年度」という。）における控除限度額を超える外国税額のうち令第9条の7第2項に規定する額を当該事業年度において課された外国の法人税等の額とみなし、当該事業年度へ繰り越して外国の法人税等の額を控除することとされているものであること。（令9の7②）

また、各事業年度において課された外国の法人税等の額が当該事業年度の国税、道府県民税及び市町村民税の控除限度額の合計額を超える場合は、前3年以内の各事業年度における道府県民税の控除余裕額のうち令第9条の7第7項に規定する額を当該事業年度分の道府県民税の控除限度額に加算して外国の法人税等の額を控除することとされているものであること。（令9の7⑦）

なお、次に掲げる事業年度における控除限度額を超える外国税額及び道府県民税の控除余裕額は、前3年以内の各事業年度における控除限度額を超える外国税額及び道府県民税の控除余裕額に含まれないものであること。

ア及びイ 略

- (4) 内国法人又は外国法人が適格合併、適格分割又は適格現物出資（以下47及び47の2において「適格合併等」という。）により被合併法人、分割法人又は現物出資法人（47(6)及び47の2(2)において「被合併法人等」という。）から事業の全部又は一部の移転を受けた場合には、当該内国法人又は外国法人の当該適格合併等の日の属する事業年度以後の各事業年度においては、次に掲げる適格合併等の区分に応じ次に定める金額は、当該内国法人又は外国法人の当該事業年度開始の日前3年以内に開始した各事業年度（47(6)及び47の2(2)において「前3年内事業年度」という。）の控除限度超過額及び道府県民税の控除余裕額とみなす。（令9の7⑧～⑰）

ア及びイ 略

- (5) 外国の法人税等の額のうち、道府県民税の法人税割額を超えるため控除することができなかった額（以下(5)及び(6)において「控除未済外国法人税等額」

という。)があるときは、法人税と異なり、当該控除未済外国法人税等額はこれを還付することなく、その額を3年間に限って繰越控除するものであること。(令9の7^⑰)

(6) 令第9条の7第17項に規定する所得等申告法人(以下(6)において「所得等申告法人」という。)が、適格合併等により被合併法人等から事業の全部又は一部の移転を受けた場合には、当該所得等申告法人の当該合併等の日の属する事業年度以後の各事業年度においては、次に掲げる適格合併等の区分に応じ次に定める金額は、当該所得等申告法人の前3年内事業年度の控除未済外国法人税等額とみなす。(令9の7^⑱～^㉕)

ア及びイ 略

(7) 2以上の道府県において事務所又は事業所を有する法人の関係道府県ごとの法人税割額から控除すべき外国の法人税等の額の計算は、法第57条第2項に規定する従業者の数に按分して算定するものであること。

なお、2以上の道府県において事業所等を有する法人が令第9条の7第4項ただし書の規定により道府県民税の控除限度額を計算した場合には、当該従業者の数は、同条第26項及び規則第3条の2第1項の規定により補正することとされているものであること。(令9の7^㉖、則3の2^①)

(8) 法第53条第38項の規定による控除をされるべき金額の計算の基礎となる当該事業年度において課された外国の法人税等の額その他の規則第3条の2第5項で定める金額は、道府県知事において特別の事情があると認める場合を除くほか、外国の法人税等の額の控除に関する事項を記載した規則第7号の2様式に当該計算の基礎となる金額として記載された金額を限度とする。(令9の7^㉗、則3の2^⑤)

47の2 法第53条第38項の規定を適用する場合において、通算法人の同条第39項に規定する適用事業年度(以下47の2において「適用事業年度」という。)の同項に規定する税額控除額(以下47の2において「税額控除額」という。)が

という。)があるときは、法人税と異なり、当該控除未済外国法人税等額はこれを還付することなく、その額を3年間に限って繰越控除するものであること。(令9の7^⑲)

(6) 令第9条の7第19項に規定する所得等申告法人(以下(6)において「所得等申告法人」という。)が、適格合併等により被合併法人等から事業の全部又は一部の移転を受けた場合には、当該所得等申告法人の当該合併等の日の属する事業年度以後の各事業年度においては、次に掲げる適格合併等の区分に応じ次に定める金額は、当該所得等申告法人の前3年内事業年度の控除未済外国法人税等額とみなす。(令9の7^㉑～^㉗)

ア及びイ 略

(7) 2以上の道府県において事務所又は事業所を有する法人の関係道府県ごとの法人税割額から控除すべき外国の法人税等の額の計算は、法第57条第2項に規定する従業者の数に按分して算定するものであること。

なお、2以上の道府県において事業所等を有する法人が令第9条の7第6項ただし書の規定により道府県民税の控除限度額を計算した場合には、当該従業者の数は、同条第28項及び規則第3条の2第1項の規定により補正することとされているものであること。(令9の7^㉘、則3の2^①)

(8) 法第53条第38項の規定による控除をされるべき金額の計算の基礎となる当該事業年度において課された外国の法人税等の額その他の規則第3条の2第5項で定める金額は、道府県知事において特別の事情があると認める場合を除くほか、外国の法人税等の額の控除に関する事項を記載した規則第7号の2様式に当該計算の基礎となる金額として記載された金額を限度とする。(令9の7^㉙、則3の2^⑤)

47の2 法第53条第38項の規定を適用する場合において、通算法人の同条第39項に規定する適用事業年度(以下47の2において「適用事業年度」という。)の同項に規定する税額控除額(以下47の2において「税額控除額」という。)が

当初申告税額控除額（当該適用事業年度の同条第1項の規定による申告書の提出期限までに提出された仮決算に係る中間申告書又は確定申告書に添付された書類に当該適用事業年度の税額控除額として記載された金額をいう。以下47の2において同じ。）と異なるときは、当初申告税額控除額を税額控除額とみなすものであること。適用事業年度について同条第40項（第1号及び第3号に係る部分に限る。）の規定を適用して修正申告書の提出又は更正がされた後において同条第39項の規定を適用する場合は、同条第40項の規定にかかわらず、あらためて当該申告書に添付された書類に当該適用事業年度の税額控除額として記載された金額又は当該更正に係る当該適用事業年度の税額控除額とされた金額を当初申告税額控除額とみなすものであること。（法53㉞～㉟）

また、適用事業年度後の通算法人（通算法人であった内国法人（公益法人等に該当することとなった内国法人を除く。）を含む。）の各事業年度（以下47の2において「対象事業年度」という。）において、法第53条第42項に規定する調整後過去税額控除額（以下47の2において「調整後過去税額控除額」という。）が同項に規定する過去当初申告税額控除額（以下47の2において「過去当初申告税額控除額」という。）を超える場合にあっては税額控除不足額相当額（当該調整後過去税額控除額から当該過去当初申告税額控除額を控除した金額に相当する金額をいう。以下この節において同じ。）を法人税割額から控除するものであり、過去当初申告税額控除額が調整後過去税額控除額を超える場合にあっては法人税割額に税額控除超過額相当額（当該過去当初申告税額控除額から当該調整後過去税額控除額を控除した金額に相当する金額をいう。以下この節において同じ。）を加算するものであること。（法53㉟・㊱）

これらの場合において、当該対象事業年度の税額控除不足額相当額又は税額控除超過額相当額が当初申告税額控除不足額相当額又は当初申告税額控除超過額相当額（それぞれ同条第1項の規定による申告書の提出期限までに提出された仮決算に係る中間申告書又は確定申告書に添付された書類に当該対象事業年度の税額控除不足

当初申告税額控除額（当該適用事業年度の同条第1項の規定による申告書の提出期限までに提出された仮決算に係る中間申告書又は確定申告書に添付された書類に当該適用事業年度の税額控除額として記載された金額をいう。以下47の2において同じ。）と異なるときは、当初申告税額控除額を税額控除額とみなすものであること。適用事業年度について同条第40項（第1号及び第3号に係る部分に限る。）の規定を適用して修正申告書の提出又は更正がされた後において同条第39項の規定を適用する場合は、同条第40項の規定にかかわらず、あらためて当該申告書に添付された書類に当該適用事業年度の税額控除額として記載された金額又は当該更正に係る当該適用事業年度の税額控除額とされた金額を当初申告税額控除額とみなすものであること。（法53㉞～㉟）

また、適用事業年度後の通算法人（通算法人であった内国法人（公益法人等に該当することとなった内国法人を除く。）を含む。）の各事業年度（以下47の2において「対象事業年度」という。）において、法第53条第42項に規定する調整後過去税額控除額（以下47の2において「調整後過去税額控除額」という。）が同項に規定する過去当初申告税額控除額（以下47の2において「過去当初申告税額控除額」という。）を超える場合にあっては税額控除不足額相当額（当該調整後過去税額控除額から当該過去当初申告税額控除額を控除した金額に相当する金額をいう。以下この節において同じ。）を法人税割額から控除するものであり、過去当初申告税額控除額が調整後過去税額控除額を超える場合にあっては法人税割額に税額控除超過額相当額（当該過去当初申告税額控除額から当該調整後過去税額控除額を控除した金額に相当する金額をいう。以下この節において同じ。）を加算するものであること。（法53㉟・㊱）

これらの場合において、当該対象事業年度の税額控除不足額相当額又は税額控除超過額相当額が当初申告税額控除不足額相当額又は当初申告税額控除超過額相当額（それぞれ同条第1項の規定による申告書の提出期限までに提出された仮決算に係る中間申告書又は確定申告書に添付された書類に当該対象事業年度の税額控除不足

額相当額又は税額控除超過額相当額として記載された金額をいう。以下47の2において同じ。)と異なるときは、当初申告税額控除不足額相当額又は当初申告税額控除超過額相当額を当該対象事業年度の税額控除不足額相当額又は税額控除超過額相当額とみなすものであること。また、当該対象事業年度について同条第45項の規定を適用して修正申告書の提出又は更正がされた後において同条第44項又は第45項の規定を適用する場合は、同項の規定にかかわらず、あらためて当該申告書に添付された書類に当該対象事業年度の税額控除不足額相当額若しくは税額控除超過額相当額として記載された金額又は当該更正に係る当該対象事業年度の税額控除不足額相当額若しくは税額控除超過額相当額とされた金額を当初申告税額控除不足額相当額又は当初申告税額控除超過額相当額とみなすものであること。(法53④)

なお、この場合において次の諸点に留意すること。

- (1) 税額控除不足額相当額のうち、道府県民税の法人税割額を超えるため控除することができなかった額(以下47の2において「控除未済税額控除不足額相当額」という。)があるときは、法人税と異なり、当該控除未済税額控除不足額相当額はこれを還付することなく、その額を3年間に限って繰越控除すること。(令9の7の2②)
- (2) 法人税法第71条第1項又は第74条第1項の規定により法人税に係る申告書を提出する義務がある法人(以下(2)において「所得等申告法人」という。)が、適格合併等により被合併法人等から事業の全部又は一部の移転を受けた場合には、当該所得等申告法人の当該適格合併等の日の属する事業年度以後の各事業年度においては、次に掲げる適格合併等の区分に応じ次に定める金額は、当該所得等申告法人の前3年内事業年度の控除未済税額控除不足額相当額とみなすものであること。(令9の7の2②)

ア及びイ 略

- (3) 2以上の道府県において事務所又は事業所を有する法人の関係道府県ごとの

額相当額又は税額控除超過額相当額として記載された金額をいう。以下47の2において同じ。)と異なるときは、当初申告税額控除不足額相当額又は当初申告税額控除超過額相当額を当該対象事業年度の税額控除不足額相当額又は税額控除超過額相当額とみなすものであること。また、当該対象事業年度について同条第45項の規定を適用して修正申告書の提出又は更正がされた後において同条第44項又は第45項の規定を適用する場合は、同項の規定にかかわらず、あらためて当該申告書に添付された書類に当該対象事業年度の税額控除不足額相当額若しくは税額控除超過額相当額として記載された金額又は当該更正に係る当該対象事業年度の税額控除不足額相当額若しくは税額控除超過額相当額とされた金額を当初申告税額控除不足額相当額又は当初申告税額控除超過額相当額とみなすものであること。(法53④)

なお、この場合において次の諸点に留意すること。

- (1) 税額控除不足額相当額のうち、道府県民税の法人税割額を超えるため控除することができなかった額(以下47の2において「控除未済税額控除不足額相当額」という。)があるときは、法人税と異なり、当該控除未済税額控除不足額相当額はこれを還付することなく、その額を3年間に限って繰越控除すること。(令9の7の2①)
- (2) 法人税法第71条第1項又は第74条第1項の規定により法人税に係る申告書を提出する義務がある法人(以下(2)において「所得等申告法人」という。)が、適格合併等により被合併法人等から事業の全部又は一部の移転を受けた場合には、当該所得等申告法人の当該適格合併等の日の属する事業年度以後の各事業年度においては、次に掲げる適格合併等の区分に応じ次に定める金額は、当該所得等申告法人の前3年内事業年度の控除未済税額控除不足額相当額とみなすものであること。(令9の7の2①)

ア及びイ 略

- (3) 2以上の道府県において事務所又は事業所を有する法人の関係道府県ごとの

法人税割額から控除すべき税額控除不足額相当額又は法人税割額に加算すべき税額控除超過額相当額の計算は、法第57条第2項に規定する従業者の数に按分して算定するものであること。

なお、2以上の道府県において事務所又は事業所を有する法人が令第9条の7第4項ただし書の規定により対象事業年度の道府県民税の控除限度額を計算した場合には、当該従業者の数は、令第9条の7の2第3項（同条第4項において準用する場合を含む。）及び規則第3条の2第1項の規定により補正することとされているものであること。（令9の7の2③・④、則3の2①）

(4) 2以上の道府県において事務所又は事業所を有する法人における当初申告税額控除額とみなされる税額控除額及び当初申告税額控除不足額相当額又は当初申告税額控除超過額相当額とみなされる税額控除不足額相当額又は税額控除超過額相当額は、法第57条第2項に規定する従業者の数又は令第9条の7第26項及び第9条の7の2第3項（同条第4項において準用する場合を含む。）並びに規則第3条の2第1項の規定により補正された従業者の数により関係道府県ごとに按分する前の金額をいうものであること。（法53③④）

(5) 法第53条第42項及び第43項の規定の適用を受ける法人にあっては、当該対象事業年度に係る規則第7号の2様式（同様式別表1から別表6までを含む。以下47の2において同じ。）及び同様式別表7だけでなく、過去適用事業年度の過去当初申告税額控除額の控除に関する事項を記載した規則第7号の2様式及び税額控除額の控除に関する事項を記載した規則第7号の2様式を確定申告書等に添付しなければならないものであること。（令9の7の2⑤・⑥、則3の2⑥・⑧）

(6) 法第53条第42項の規定による控除をされるべき税額控除不足額相当額の計算の基礎となる外国の法人税等の額その他の規則第3条の2第7項に定める金額は、道府県知事において特別の事情があると認める場合を除くほか、税額控除額の控除に関する事項を記載した過去適用事業年度の規則第7号の2様式に当該

法人税割額から控除すべき税額控除不足額相当額又は法人税割額に加算すべき税額控除超過額相当額の計算は、法第57条第2項に規定する従業者の数に按分して算定するものであること。

なお、2以上の道府県において事務所又は事業所を有する法人が令第9条の7第6項ただし書の規定により対象事業年度の道府県民税の控除限度額を計算した場合には、当該従業者の数は、令第9条の7の2第2項（同条第3項において準用する場合を含む。）及び規則第3条の2第1項の規定により補正することとされているものであること。（令9の7の2②・③、則3の2①）

(4) 2以上の道府県において事務所又は事業所を有する法人における当初申告税額控除額とみなされる税額控除額及び当初申告税額控除不足額相当額又は当初申告税額控除超過額相当額とみなされる税額控除不足額相当額又は税額控除超過額相当額は、法第57条第2項に規定する従業者の数又は令第9条の7第28項及び第9条の7の2第2項（同条第3項において準用する場合を含む。）並びに規則第3条の2第1項の規定により補正された従業者の数により関係道府県ごとに按分する前の金額をいうものであること。（法53③④）

(5) 法第53条第42項及び第43項の規定の適用を受ける法人にあっては、当該対象事業年度に係る規則第7号の2様式（同様式別表1から別表6までを含む。以下47の2において同じ。）及び同様式別表7だけでなく、過去適用事業年度の過去当初申告税額控除額の控除に関する事項を記載した規則第7号の2様式及び税額控除額の控除に関する事項を記載した規則第7号の2様式を確定申告書等に添付しなければならないものであること。（令9の7の2④・⑤、則3の2⑥・⑧）

(6) 法第53条第42項の規定による控除をされるべき税額控除不足額相当額の計算の基礎となる外国の法人税等の額その他の規則第3条の2第7項に定める金額は、道府県知事において特別の事情があると認める場合を除くほか、税額控除額の控除に関する事項を記載した過去適用事業年度の規則第7号の2様式に当該

計算の基礎となる金額として記載された金額を限度とするものであること。（令
9の7の2⑤、則3の2⑦）

(7) 法第53条第43項の規定により加算されるべき税額控除超過額相当額の計
算の基礎となる外国の法人税等の額その他の規則第3条の2第9項に定める金額
は、道府県知事において特別の事情があると認める場合を除くほか、税額控除額
の控除に関する事項を記載した過去適用事業年度の規則第7号の2様式に当該計
算の基礎となる金額として記載された金額を限度とするものであること。（令9
の7の2⑥、則3の2⑨）

(8)及び(9) 略

49の2 道府県は、地域再生法の一部を改正する法律（平成28年法律第30号）
の施行の日から令和10年3月31日までの間に、法人税法の規定による青色申告
書の提出の承認を受けている法人が、地域再生法（平成17年法律第24号）第8
条第1項に規定する認定地方公共団体（以下49の2において「認定地方公共団体
」という。）に対して当該認定地方公共団体が行うまち・ひと・しごと創生寄附活
用事業（当該認定地方公共団体の作成した同項に規定する認定地域再生計画に記載
されている同法第5条第4項第2号に規定するまち・ひと・しごと創生寄附活用事
業をいう。）に関連する寄附金（その寄附をした者がその寄附によって設けられた
設備を専属的に利用することその他特別の利益がその寄附をした者に及ぶと認めら
れるものを除く。以下49の2において「特定寄附金」という。）を支出した場合
には、当該特定寄附金を支出した日を含む事業年度（解散（合併による解散を除く
。）の日を含む事業年度及び清算中の各事業年度を除く。以下49の2において「
寄附金支出事業年度」という。）において、法附則第8条の2の2第1項から第3
項までの規定による控除（以下49の2において「特定寄附金税額控除」という。
）を行うこととされているが、その運用に当たっては、次の諸点に留意すること。

(1) 略

(2) 特定寄附金税額控除による控除額は、特定寄附金の額の合計額（2以上の道

計算の基礎となる金額として記載された金額を限度とするものであること。（令
9の7の2④、則3の2⑦）

(7) 法第53条第43項の規定により加算されるべき税額控除超過額相当額の計
算の基礎となる外国の法人税等の額その他の規則第3条の2第9項に定める金額
は、道府県知事において特別の事情があると認める場合を除くほか、税額控除額
の控除に関する事項を記載した過去適用事業年度の規則第7号の2様式に当該計
算の基礎となる金額として記載された金額を限度とするものであること。（令9
の7の2⑤、則3の2⑨）

(8)及び(9) 略

49の2 道府県は、地域再生法の一部を改正する法律（平成28年法律第30号）
の施行の日から令和7年3月31日までの間に、法人税法の規定による青色申告
書の提出の承認を受けている法人が、地域再生法（平成17年法律第24号）第8
条第1項に規定する認定地方公共団体（以下49の2において「認定地方公共団体
」という。）に対して当該認定地方公共団体が行うまち・ひと・しごと創生寄附活
用事業（当該認定地方公共団体の作成した同項に規定する認定地域再生計画に記載
されている同法第5条第4項第2号に規定するまち・ひと・しごと創生寄附活用事
業をいう。）に関連する寄附金（その寄附をした者がその寄附によって設けられた
設備を専属的に利用することその他特別の利益がその寄附をした者に及ぶと認めら
れるものを除く。以下49の2において「特定寄附金」という。）を支出した場合
には、当該特定寄附金を支出した日を含む事業年度（解散（合併による解散を除く
。）の日を含む事業年度及び清算中の各事業年度を除く。以下49の2において「
寄附金支出事業年度」という。）において、法附則第8条の2の2第1項から第3
項までの規定による控除（以下49の2において「特定寄附金税額控除」という。
）を行うこととされているが、その運用に当たっては、次の諸点に留意すること。

(1) 略

(2) 特定寄附金税額控除による控除額は、特定寄附金の額の合計額（2以上の道

府県において事務所又は事業所を有する法人にあつては、当該合計額を法第57条第1項の規定による道府県民税の法人税割の分割の基準となる従業者の数に按分して計算した金額)の100分の5.7に相当する金額とすること。ただし、当該控除額が当該法人の当該寄附金支出事業年度の特定寄附金税額控除、税額控除超過額相当額の加算、控除対象所得税額等相当額の控除、外国税額控除及び税額控除不足額相当額の控除、仮装経理に基づく過大申告の場合の更正に伴う法人税割額の控除並びに租税条約の実施に係る還付すべき金額の控除をしないで計算した場合の道府県民税の法人税割額(当該法人税割額のうち法人税法第89条(同法第145条の13において準用する場合を含む。)の申告書に係る法人税額が含まれている場合には、当該法人税額をないものとして計算した場合の道府県民税の法人税割額とする。)の100分の20を超えるときは、その控除する金額は当該100分の20に相当する金額とすること。(法附則8の2の2①)

(3) 略

50 法人税割の課税標準である法人税額とは、内国法人にあつては次に掲げる事項の適用前の法人税額(各対象会計年度の国際最低課税額に対する法人税の額、各対象会計年度の国際最低課税残余額に対する法人税の額及び各対象会計年度の国内最低課税額に対する法人税額を除く。)を、外国法人にあつては恒久的施設帰属所得及び恒久的施設非帰属所得の区分ごとの次に掲げる事項((7)、(16)及び(17)を除く。)の適用前の法人税額(各対象会計年度の国際最低課税残余額に対する法人税の額及び各対象会計年度の国内最低課税額に対する法人税額を除く。)をいうものであり、したがって法人が現実に納付すべき法人税額と異なる場合のあることに留意すること。(法23①IV)

(1)~(5) 略

(6) 特別試験研究費に係る法人税額の特別控除(中小企業者等(租税特別措置法第42条の12の5第3項に規定する中小企業者等をいう。以下(6)、(7)、(10)、(11)、(12)、(14)及び(15)において同じ。)の試験研究費に係るもの

府県において事務所又は事業所を有する法人にあつては、当該合計額を法第57条第1項の規定による道府県民税の法人税割の分割の基準となる従業者の数に按分して計算した金額)の100分の5.7に相当する金額とすること。ただし、当該控除額が当該法人の当該寄附金支出事業年度の特定寄附金税額控除、税額控除超過額相当額の加算、控除対象所得税額等相当額の控除、外国税額控除及び税額控除不足額相当額の控除、仮装経理に基づく過大申告の場合の更正に伴う法人税割額の控除並びに租税条約の実施に係る還付すべき金額の控除をしないで計算した場合の道府県民税の法人税割額(当該法人税割額のうち法人税法第89条(同法第145条の5において準用する場合を含む。)の申告書に係る法人税額が含まれている場合には、当該法人税額をないものとして計算した場合の道府県民税の法人税割額とする。)の100分の20を超えるときは、その控除する金額は当該100分の20に相当する金額とすること。(法附則8の2の2①)

(3) 略

50 法人税割の課税標準である法人税額とは、内国法人にあつては次に掲げる事項の適用前の法人税額(各対象会計年度の国際最低課税額に対する法人税の額_____を除外する。)を、外国法人にあつては恒久的施設帰属所得及び恒久的施設非帰属所得の区分ごとの次に掲げる事項((7)、(17)及び(18)を除く。)の適用前の法人税額_____をいうものであり、したがって法人が現実に納付すべき法人税額と異なる場合のあることに留意すること。(法23①IV)

(1)~(5) 略

(6) 特別試験研究費に係る法人税額の特別控除(中小企業者等(租税特別措置法第42条の12の5第3項に規定する中小企業者等をいう。以下(6)、(7)、(10)、(11)、(12)、(14)、(15)及び(16)において同じ。)の試験研究費に係るもの

(当該中小企業者等に係る同法第42条の4第18項において準用する同条第8項第6号ロ又は第7号の規定による加算を含む。)を除く。)(措置法42の4、法附則8②・④)

(7)～(14) 略

(15) 生産工程効率化等設備を取得した場合等の法人税額の特別控除(租税特別措置法第42条の12の6第2項 _____ に規定する控除について、中小企業者等に係るものを除く。)(措置法42の12の6②～⑧・⑫～⑱、法附則8⑫ _____)

(16)及び(17) 略

50の3 50(5)、(6)、(7)、(10)、(11)、(12)、(14)及び(15) _____ における中小企業者等であるかどうかの判定の時期については次の点に留意すること。

(1)～(3) 略

(4) 法人が50(15)における中小企業者等に該当する法人であるかどうかは、 _____

_____ その取得等をした生産工程効率化等設備を事業の用に供した日の現況により判定するものとする。

第3章 事業税

(当該中小企業者等に係る同法第42条の4第18項において準用する同条第8項第6号ロ又は第7号の規定による加算を含む。)を除く。)(措置法42の4、法附則8②・④)

(7)～(14) 略

(15) 認定特定高度情報通信技術活用設備を取得した場合の法人税額の特別控除(中小企業者等に係るものを除く。)(措置法42の12の6②・⑤・⑥、法附則8⑫ _____)

(16) 事業適応設備 _____ を取得した場合等の法人税額の特別控除(租税特別措置法第42条の12の7第4項から第6項まで、第16項及び第21項に規定する控除について、中小企業者等に係るものを除く。)(措置法42の12の7④～⑫・⑯～⑳、法附則8⑬・⑭ _____)

(17)及び(18) 略

50の3 50(5)、(6)、(7)、(10)、(11)、(12)、(14)、(15)及び(16)における中小企業者等であるかどうかの判定の時期については次の点に留意すること。

(1)～(3) 略

(4) 法人が50(15)における中小企業者等に該当する法人であるかどうかは、その取得等をした認定特定高度情報通信技術活用設備を事業の用に供した日の現況により判定するものとする。

(5) 法人が50(16)における中小企業者等に該当する法人であるかどうかは、租税特別措置法第42条の12の7第4項の規定により控除された金額がある場合にあってはその取得等をした情報技術事業適応設備を事業の用に供した日の現況により判定するものとし、同条第5項の規定により控除された金額がある場合にあっては当該事業年度終了の時の現況により判定するものとし、同条第6項の規定により控除された金額がある場合にあってはその取得等をした生産工程効率化等設備を事業の用に供した日の現況により判定するものとする。

第3章 事業税

第2節 法人事業税

第4 課税標準の算定

4 純支払賃借料の算定

4の4の2 支払賃借料及び受取賃借料の対象となる土地又は家屋の使用又は収益を目的とする権利とは、地上権、地役権、永小作権、土地又は家屋に係る賃借権（法人税法第64条の2第3項に規定するリース取引に係るものを除く。）、土地又は家屋に係る行政財産を使用する権利等をいい、鉱業権、土石採取権、温泉利用権、質権、留置権、抵当権等はこれに含まれないものであること。（法72の17②・③）

4の4の7 土地又は家屋の明渡しの遅滞により賃借人が賃貸人に支払うこととされている違約金等（土地又は家屋の賃借権等の対価としての性質を有するものに限る。）は支払賃借料及び受取賃借料として取り扱うものとする。こと。（法72の17②・③）

4の4の8 内部取引において賃借権等の対価として支払うこととされている金額に該当することとなる額及び賃借権等の対価として支払を受けることとされている金額に該当することとなる額については、それぞれ支払賃借料及び受取賃借料に該当するものであることに留意すること。（令20の2の10・20の2の11）

4の4の9 支払賃借料及び受取賃借料の取扱いに当たっては、4の4の1から4の4の7までに掲げるもののほか、次の諸点に留意すること。（法72の17②・③）

(1) 法人が賃借している土地又は家屋を当該法人の役員又は使用人に社宅等として賃貸している場合には、当該法人が支払うこととされている賃借料は当該法人の支払賃借料となり、役員又は使用人から支払いを受ける賃借料は当該法人の受取賃借料となるものであること。

(2)～(8) 略

4の6の9 内国法人について、当該内国法人の特定子会社に対する貸付金がある場

第2節 法人事業税

第4 課税標準の算定

4 純支払賃借料の算定

4の4の2 支払賃借料及び受取賃借料の対象となる土地又は家屋の使用又は収益を目的とする権利とは、地上権、地役権、永小作権、土地又は家屋に係る賃借権_____、土地又は家屋に係る行政財産を使用する権利等をいい、鉱業権、土石採取権、温泉利用権、質権、留置権、抵当権等はこれに含まれないものであること。（法72の17②・③）

4の4の7 土地又は家屋の明渡しの遅滞により賃借人が賃貸人に支払う_____違約金等（土地又は家屋の賃借権等の対価としての性質を有するものに限る。）は支払賃借料及び受取賃借料として取り扱うものとする。こと。（法72の17②・③）

4の4の8 内部取引において賃借権等の対価として支払う_____金額に該当することとなる額及び賃借権等の対価として支払を受ける_____金額に該当することとなる額については、それぞれ支払賃借料及び受取賃借料に該当するものであることに留意すること。（令20の2の10・20の2の11）

4の4の9 支払賃借料及び受取賃借料の取扱いに当たっては、4の4の1から4の4の7までに掲げるもののほか、次の諸点に留意すること。（法72の17②・③）

(1) 法人が賃借している土地又は家屋を当該法人の役員又は使用人に社宅等として賃貸している場合には、当該法人が支払う_____賃借料は当該法人の支払賃借料となり、役員又は使用人から支払いを受ける賃借料は当該法人の受取賃借料となるものであること。

(2)～(8) 略

4の6の9 内国法人について、当該内国法人の特定子会社に対する貸付金がある場

合又は当該特定子会社の発行する社債を保有している場合には、当該内国法人が当該特定子会社の株式等を直接保有しているか否かにかかわらず、当該貸付金等は当該内国法人の総資産の帳簿価額には含まれないものであること。（令20の2の23Ⅴ）

なお、内国法人が特定子会社に対し、外国政府等を通じて間接に金銭の貸付けを行っている場合において、当該外国政府等が当該内国法人から貸し付けられた金銭の額と同額の貸付けを当該特定子会社に対して行うことが契約等において明示されている場合には、当該貸付金は当該内国法人の総資産の帳簿価額には含めないものとする。

第5 仮装経理に基づく過大申告の場合の更正に伴う事業税額の控除等

5の3 道府県は、地域再生法の一部を改正する法律（平成28年法律第30号）の施行の日から令和10年3月31日までの間に、青色申告書の提出の承認を受けている法人が、地域再生法第8条第1項に規定する認定地方公共団体（以下5の3において「認定地方公共団体」という。）に対して当該認定地方公共団体が行うまち・ひと・しごと創生寄附活用事業（当該認定地方公共団体の作成した同項に規定する認定地域再生計画に記載されている同法第5条第4項第2号に規定するまち・ひと・しごと創生寄附活用事業をいう。）に関連する寄附金（その寄附をした者がその寄附によって設けられた設備を専属的に利用することその他特別の利益がその寄附をした者に及ぶと認められるものを除く。以下5の3において「特定寄附金」という。）を支出した場合には、法附則第9条の2の2の規定による控除（以下5の3及び5の4において「特定寄附金税額控除」という。）を行うこととされているが、その運用に当たっては、次の諸点に留意すること。

(1)～(3) 略

5の4 道府県は、100%子法人等（所得等課税法人及び資本金1億円超のもの等を除く。）が行う事業に対する令和8年4月1日から令和10年3月31日までの間に開始する各事業年度分の事業税について申告納付すべき事業税額が、当該法人

合又は当該特定子会社の発行する社債を保有している場合には、当該内国法人が当該特定子会社の株式等を直接保有しているか否かにかかわらず、当該貸付金等は当該内国法人の総資産の帳簿価額には含まれないものであること。（令20の2の23Ⅳ）

なお、内国法人が特定子会社に対し、外国政府等を通じて間接に金銭の貸付けを行っている場合において、当該外国政府等が当該内国法人から貸し付けられた金銭の額と同額の貸付けを当該特定子会社に対して行うことが契約等において明示されている場合には、当該貸付金は当該内国法人の総資産の帳簿価額には含めないものとする。

第5 仮装経理に基づく過大申告の場合の更正に伴う事業税額の控除等

5の3 道府県は、地域再生法の一部を改正する法律（平成28年法律第30号）の施行の日から令和7年3月31日までの間に、青色申告書の提出の承認を受けている法人が、地域再生法第8条第1項に規定する認定地方公共団体（以下5の3において「認定地方公共団体」という。）に対して当該認定地方公共団体が行うまち・ひと・しごと創生寄附活用事業（当該認定地方公共団体の作成した同項に規定する認定地域再生計画に記載されている同法第5条第4項第2号に規定するまち・ひと・しごと創生寄附活用事業をいう。）に関連する寄附金（その寄附をした者がその寄附によって設けられた設備を専属的に利用することその他特別の利益がその寄附をした者に及ぶと認められるものを除く。以下5の3において「特定寄附金」という。）を支出した場合には、法附則第9条の2の2の規定による控除（以下5の3 _____において「特定寄附金税額控除」という。）を行うこととされているが、その運用に当たっては、次の諸点に留意すること。

(1)～(3) 略

5の4 道府県は、100%子法人等（所得等課税法人及び資本金1億円超のもの等を除く。）が行う事業に対する令和8年4月1日から令和10年3月31日までの間に開始する各事業年度分の事業税について申告納付すべき事業税額が、当該法人

を法第72条の2第1項第1号ロに掲げる法人とみなした場合に申告納付すべき事業税額を超える場合には、地方税法等の一部を改正する法律（令和6年法律第4号）附則第8条第2項の規定による控除（以下5の4において「令和6年改正法附則第8条の規定による控除」という。）を行うこととされているが、その運用に当たっては、次の諸点に留意すること。

(1) 略

(2) 特定寄附金税額控除の適用を受けない法人の事業税額からの控除としては、まず令和6年改正法附則第8条の規定による控除をし、次に仮装経理に基づく過大申告の場合の更正に伴う事業税額の控除をし、その次に既に納付すべきことが確定している事業税額がある場合にはこれを控除した後に、租税条約の実施に係る還付すべき金額を控除するものであること。（令和6年改正法附則8③）

(3) 特定寄附金税額控除の適用を受ける法人の事業税額からの控除としては、まず令和6年改正法附則第8条の規定による控除をし、次に特定寄附金税額控除をし、その次に仮装経理に基づく過大申告の場合の更正に伴う事業税額の控除をし、その次に既に納付すべきことが確定している事業税額がある場合にはこれを控除した後に、租税条約の実施に係る還付すべき金額を控除するものであること。

（令和6年改正法附則8④）

第6 申告納付並びに更正及び決定

6の9 法人税法第71条第1項ただし書若しくは第144条の3第1項ただし書の規定により法人税の中間申告書の提出を要しない法人は、外形対象法人、収入金額課税法人（法第72条の2第1項第2号に掲げる事業を行う法人をいう。以下この章において同じ。）、収入金額等課税法人（法第72条の2第1項第3号イ及びロに掲げる法人をいう。以下この章において同じ。）、特定ガス供給業を行う法人及び通算親法人が協同組合等である通算子法人で、法人税法第71条第1項第1号に掲げる金額（同条第2項又は____第3項の規定の適用がある場合には、適用後の金額）が10万円を超える法人を除き、事業税においても中間申告書の提出を要しな

を法第72条の2第1項第1号ロに掲げる法人とみなした場合に申告納付すべき事業税額を超える場合には、地方税法等の一部を改正する法律（令和6年法律第4号）附則第8条第2項の規定による控除（以下5の4において「令和6年改正法附則第8条の規定による控除」という。）を行うこととされているが、その運用に当たっては、次の諸点に留意すること。

(1) 略

(2) _____事業税額からの控除としては、まず令和6年改正法附則第8条の規定による控除をし、次に仮装経理に基づく過大申告の場合の更正に伴う事業税額の控除をし、その次に既に納付すべきことが確定している事業税額がある場合にはこれを控除した後に、租税条約の実施に係る還付すべき金額を控除するものであること。（令和6年改正法附則8③）

第6 申告納付並びに更正及び決定

6の9 法人税法第71条第1項ただし書若しくは第144条の3第1項ただし書の規定により法人税の中間申告書の提出を要しない法人は、外形対象法人、収入金額課税法人（法第72条の2第1項第2号に掲げる事業を行う法人をいう。以下この章において同じ。）、収入金額等課税法人（法第72条の2第1項第3号イ及びロに掲げる法人をいう。以下この章において同じ。）、特定ガス供給業を行う法人及び通算親法人が協同組合等である通算子法人で、法人税法第71条第1項第1号に掲げる金額（同条第2項又は同項第3項の規定の適用がある場合には、適用後の金額）が10万円を超える法人を除き、事業税においても中間申告書の提出を要しな

いものであること。

なお、法人税法第71条第1項ただし書の規定により法人税の中間申告書の提出を要しない法人が同法第72条第1項及び第5項の規定により仮決算による法人税の中間申告書を提出する場合であっても、外形対象法人、収入金額課税法人、収入金額等課税法人及び特定ガス供給業を行う法人を除き、事業税においては中間申告書の提出を要しないものであることに留意すること。（法72の26⑧）

6の27 法第72条の46第1項ただし書及び第6項第1号（法第72条の47第4項の場合を含む。）の更正又は決定があるべきことを予知してなされたものであるかどうかについては、外形対象法人、収入金額課税法人、収入金額等課税法人、特定ガス供給業を行う法人及び通算法人（通算子法人にあつては、当該通算子法人の事業年度が通算親法人の事業年度終了の日に終了するものに限る。6の28及び6の28の2において同じ。）以外の法人に関しては、原則として法人税において更正又は決定があるべきことを予知してなされたものとされたかどうかによって判定すべきものであること。

第4章 地方消費税

第6 地方消費税の清算

10 地方消費税の清算については、次の諸点に留意すること。

(1)及び(2) 略

(3) 消費に相当する額については、小売年間販売額とサービス業対個人事業収入額並びに小売年間販売額の総額及びサービス業対個人事業収入額の総額の合算額を人口で按分して得られる額とを合計して得た額を用いるものであること。（法72の114④、令35の20、則7の2の9、則7の2の10、則7の2の11）

第7章 ゴルフ場利用税

第1 課税客体及び非課税の範囲等

2 ゴルフ場利用税の非課税の範囲及び取扱いについては、次の諸点に留意すること

いものであること。

なお、法人税法第71条第1項ただし書の規定により法人税の中間申告書の提出を要しない法人が同法第72条第1項及び第5項の規定により仮決算による法人税の中間申告書を提出する場合であっても、外形対象法人、収入金額課税法人、収入金額等課税法人及び特定ガス供給業を行う法人を除き、事業税においては中間申告書の提出を要しないものであることに留意すること。（法72の26⑧）

6の27 法第72条の46第1項ただし書及び第6項第1号（法第72条の47第4項の場合を含む。）の更正又は決定があるべきことを予知してなされたものであるかどうかについては、外形対象法人、収入金額課税法人、収入金額等課税法人、特定ガス供給業を行う法人及び通算法人（通算子法人にあつては、当該通算子法人の事業年度が通算親法人の事業年度終了の日に終了するものに限る。6の27及び6の27の2において同じ。）以外の法人に関しては、原則として法人税において更正又は決定があるべきことを予知してなされたものとされたかどうかによって判定すべきものであること。

第4章 地方消費税

第6 地方消費税の清算

10 地方消費税の清算については、次の諸点に留意すること。

(1)及び(2) 略

(3) 消費に相当する額については、小売年間販売額とサービス業対個人事業収入額並びに小売年間販売額の総額及びサービス業対個人事業収入額の総額の合算額を人口で按分して得られる額とを合計して得た額を用いるものであること。（法72の114④、令35の20②_____、則7の2の10_____）

第7章 ゴルフ場利用税

第1 課税客体及び非課税の範囲等

2 ゴルフ場利用税の非課税の範囲及び取扱いについては、次の諸点に留意すること

。(1)～(9) 略

(10) 法附則第12条の2の2に規定する「国際競技大会」とは、スポーツ基本法(平成23年法律第78号)第27条第1項の規定による措置その他の我が国への招致又は開催の支援のための措置を講ずることが閣議において決定され、又は了解されたものをいうこと。

なお、令和7年4月1日現在においては、第25回夏季デフリンピック競技大会東京2025、_____2026年第20回アジア競技大会及びワールドマスターズゲームズ2027関西大会が該当するものであること。

また、今後新たに該当する国際競技大会がある場合は、おって通知するものであること。

(11)及び(12) 略

第9章 軽油引取税

第1節 通則

第2 課税標準等

13 課税標準

(1)～(4) 略

(5) 特約業者又は元売業者が軽油を自ら消費する場合には、当該軽油の消費量が課税標準となるものであるが、この場合において、当該消費量に既に軽油引取税が課され、又は課されるべき軽油が含まれているときは、当該課され又は課されるべき軽油に相当する部分の数量を当該消費量から控除するものであること。(法144の3①)

(6) 特約業者及び元売業者以外の者が軽油の製造をして、当該製造に係る軽油を自ら消費し、又は他の者に譲渡する場合には、当該軽油の消費量又は譲渡量が課税標準となるものであるが、この場合において、当該消費量又は譲渡量に既に軽

。(1)～(9) 略

(10) 法附則第12条の2 _____に規定する「国際競技大会」とは、スポーツ基本法(平成23年法律第78号)第27条第1項の規定による措置その他の我が国への招致又は開催の支援のための措置を講ずることが閣議において決定され、又は了解されたものをいうこと。

なお、令和2年4月1日現在においては、2020年東京オリンピック競技大会、ワールドマスターズゲームズ2021関西及び2026年第20回アジア競技大会 _____が該当するものであること。

また、今後新たに該当する国際競技大会がある場合は、おって通知するものであること。

(11)及び(12) 略

第9章 軽油引取税

第1節 通則

第2 課税標準等

13 課税標準

(1)～(4) 略

油引取税又は揮発油税が課され、又は課されるべき軽油又は揮発油が含まれているときは、当該軽油の製造について、法第144条の3第1項第1号又は第2号の規定により道府県知事の承認を受けた場合に限り、当該課され又は課されるべき軽油又は揮発油に相当する部分の数量を当該消費量又は譲渡日から控除するものであること。（法144の3①）

第2節 徴収

第3 特別徴収等

16 特別徴収

軽油引取税の徴収については、法第144条の2第3項から第6項まで及び法第144条の3の規定によってみなす課税を行う場合その他特別の必要がある場合を除くほか、特別徴収の方法によるものとされているものであること。（法144の13）

(1)及び(2) 略

(3) 特別徴収義務者としての登録手続等は、条例で定めることとされているのであるが、条例の制定に当たっては、次の諸点に留意すること。（法144の15①・③）

ア 略

イ 登録を申請する場合において提出すべき申請書には、次の(ア)から(ウ)に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に掲げる事項を記載させる旨の規定を設けることが適当であること。

(ア) 事務所又は事業所の営業を開始しようとする場合

- a 特別徴収義務者の氏名又は名称、住所又は所在地及び個人番号（番号利用法第2条第5項に規定する個人番号をいう。以下(3)において同じ。）又は法人番号（同条第16項に規定する法人番号をいう。以下(3)において同じ。）（個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、氏名又は名称及び住所又は所在地）並びに法人にあつては代表者の氏名

第2節 徴収

第3 特別徴収等

16 特別徴収

軽油引取税の徴収については、法第144条の2第3項から第6項まで及び法第144条の3の規定によってみなす課税を行う場合その他特別の必要がある場合を除くほか、特別徴収の方法によるものとされているものであること。（法144の13）

(1)及び(2) 略

(3) 特別徴収義務者としての登録手続等は、条例で定めることとされているのであるが、条例の制定に当たっては、次の諸点に留意すること。（法144の15①・③）

ア 略

イ 登録を申請する場合において提出すべき申請書には、次の(ア)から(ウ)に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に掲げる事項を記載させる旨の規定を設けることが適当であること。

(ア) 事務所又は事業所の営業を開始しようとする場合

- a 特別徴収義務者の氏名又は名称、住所又は所在地及び個人番号（番号利用法第2条第5項に規定する個人番号をいう。以下(3)において同じ。）又は法人番号（同条第15項に規定する法人番号をいう。以下(3)において同じ。）（個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、氏名又は名称及び住所又は所在地）並びに法人にあつては代表者の氏名

b～e 略

(イ)及び(ウ) 略

ウ 略

第4 免税の手続

20 免税軽油の引取り等に係る報告義務

免税軽油の引取り等に係る報告制度は、道府県知事から交付を受けた免税証により販売業者から引取りを行った免税軽油について、その引取り及び使用の状況を事後的に確認し、免税制度の適正な運営を担保するために設けられたものであるから、その運用に当たっては、次の諸点に留意すること。(法144の27・144の28)

(1)～(11) 略

(12) 法附則第12条の2の7の2第7項の規定の適用がある場合においては、製造を行った日及びその場所等を記載した報告書を提出するものであること。

なお、則附則第4条の8の2第8項の「記載することが困難であるとき」とは、具体的には例えば車両等の構造上、燃料タンク内の炭化水素油の数量や性状の正確な把握が困難な場合をいうものであること。(法附則12の7の2⑦、則附則4の8の2⑧)

第6 製造等の承認を受ける義務等

24 製造等の承認を受ける義務

元売業者、特約業者、石油製品販売業者、軽油製造者等(軽油の製造又は輸入をする者で元売業者以外のものをいう。)及び自動車の所有者は、法第144条の32第1項各号に掲げる製造、譲渡又は消費(以下「製造等」という。)を行う場合(法第144条の7第1項第1号に掲げる者で、同項の規定により元売業者としての指定を受けた者が、法第144条の32第1項第1号又は第2号に掲げる製造を行う場合を除く。)は、あらかじめ、製造等を行う場所(同項第4号に掲げる場合にあつては、当該自動車の主たる定置場)の所在地の道府県知事の承認を受けなけ

b～e 略

(イ)及び(ウ) 略

ウ 略

第4 免税の手続

20 免税軽油の引取り等に係る報告義務

免税軽油の引取り等に係る報告制度は、道府県知事から交付を受けた免税証により販売業者から引取りを行った免税軽油について、その引取り及び使用の状況を事後的に確認し、免税制度の適正な運営を担保するために設けられたものであるから、その運用に当たっては、次の諸点に留意すること。(法144の27・144の28)

(1)～(11) 略

第6 製造等の承認を受ける義務等

24 製造等の承認を受ける義務

元売業者、特約業者、石油製品販売業者、軽油製造者等(軽油の製造又は輸入をする者で元売業者以外のものをいう。)及び自動車の所有者は、法第144条の32第1項各号に掲げる製造、譲渡又は消費(以下「製造等」という。)を行う場合(法第144条の7第1項第1号に掲げる者で、同項の規定により元売業者としての指定を受けた者が、法第144条の32第1項第1号又は第2号に掲げる製造を行う場合を除く。)は、あらかじめ、製造等を行う場所(同項第4号に掲げる場合にあつては、当該自動車の主たる定置場)の所在地の道府県知事の承認を受けなけ

ればならないこととされているが、これは、製造等に係る数量等の一定の事項を道府県知事の承認事項とすることにより、道府県知事が製造等の実態を把握できるものとし、もって軽油引取税の課税の適正化を図るために設けられたものであること、この趣旨を踏まえ、次の諸点に留意してその運営の適正を期するものであること。

(1)～(4) 略

(5) 特例対象事業者（法附則第12条の2の7第9項に規定する特例対象事業者をいう。以下26（2）において同じ。）が法附則第12条の2の7の2第3項の規定による届出をし、同条第1項の製造を行うときは、法第144条の32第1項（第1号に係る部分に限る。）の規定は適用されないものであること。この場合において、届出書に添付することとされているエネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する法律（昭和54年法律第49号）第105条第1項に規定する特定貨物輸送事業者及び同法第129条第1項に規定する特定旅客輸送事業者であることを証するに足りる書類とは、同法第105条第2項の規定による届出に係る書類その他これに類する書面の写し等をいうものであること。（法附則12の2の7の2①・③、則附則4の8の2②）

26 製造等に係る帳簿記載義務

(1) 製造等について道府県知事の承認を受けた元売業者、特約業者、石油製品販売業者、軽油製造者等及び自動車の保有者は、その事務所又は事業所（法第144条の32第1項第4号の承認を受けた者にあつては、当該自動車の主たる定置場）ごとに、当該承認に係る規則第8条の44各項に定める事項を帳簿に記載しなければならないものであるが、その運用に当たっては、次の諸点に留意すること。（法144の32③）

ア 帳簿の記載に当たっては、当該事項を日計によって記載するものであること。

イ 法第144条の32第1項第3号に係る承認を受けた者が、その者の事務所

ればならないこととされているが、これは、製造等に係る数量等の一定の事項を道府県知事の承認事項とすることにより、道府県知事が製造等の実態を把握できるものとし、もって軽油引取税の課税の適正化を図るために設けられたものであること、この趣旨を踏まえ、次の諸点に留意してその運営の適正を期するものであること。

(1)～(4) 略

26 製造等に係る帳簿記載義務

製造等について道府県知事の承認を受けた元売業者、特約業者、石油製品販売業者、軽油製造者等及び自動車の保有者は、その事務所又は事業所（法第144条の32第1項第4号の承認を受けた者にあつては、当該自動車の主たる定置場）ごとに、当該承認に係る規則第8条の44各項に定める事項を帳簿に記載しなければならないのであるが、その運用に当たっては、次の諸点に留意すること。（法144の32③）

(1) 帳簿の記載に当たっては、当該事項を日計によって記載するものであること。

(2) 法第144条の32第1項第3号に係る承認を受けた者が、その者の事務所

又は事業所において当該承認に係る燃料炭化水素油を自動車の保有者に譲渡し、当該譲渡に係る自動車用炭化水素油譲渡証の交付を行った場合の帳簿の記載に当たっては、当該事項のうち「譲渡した相手方の氏名又は名称及び住所又は所在地」に係る事項の記載について省略することができるものであるが、自動車の自動車登録番号についてはその記載を要するものであること。（則 8 の 4 4 ④）

(2) 法附則第 1 2 条の 2 の 7 の 2 第 3 項の規定による届出をした特例対象事業者は、則附則第 4 条の 8 の 2 第 4 項に規定されている事項を帳簿に記載しなければならないものであるが、その運用に当たっては、次の諸点に留意すること。（法附則 1 2 の 2 の 7 の 2 ⑤）

ア 帳簿の記載に当たっては、当該事項を日計によって記載するものであること

イ

則附則第 4 条の 8 の 2 第 5 項の「記載することが困難であるとき」とは、具体的には例えば車両等の構造上、燃料タンク内の炭化水素油の数量や性状の正確な把握が困難な場合をいうものであること。（則附則 4 の 8 の 2 ⑤）

第 7 事業の開廃等の届出等

2 9 軽油の引取りの報告等

軽油の引取りの報告等については、次の諸点に留意すること。（法 1 4 4 の 3 5)

(1) 略

(2) 元売業者、特約業者及び軽油製造業者等以外の者が軽油の製造をした場合（法附則第 1 2 条の 2 の 7 の 2 第 2 項の規定の適用がある場合を除く。）については、その取引数量等にかかわらず法第 1 4 4 条の 3 5 第 2 項の規定に基づき報告を行うものであること。

(3) 略

第 1 6 章 狩猟税

又は事業所において当該承認に係る燃料炭化水素油を自動車の保有者に譲渡し、当該譲渡に係る自動車用炭化水素油譲渡証の交付を行った場合の帳簿の記載に当たっては、当該事項のうち「譲渡した相手方の氏名又は名称及び住所又は所在地」に係る事項の記載について省略することができるものであるが、自動車の自動車登録番号についてはその記載を要するものであること。（則 8 の 4 4 ④）

第 7 事業の開廃等の届出等

2 9 軽油の引取りの報告等

軽油の引取りの報告等については、次の諸点に留意すること。（法 1 4 4 の 3 5)

(1) 略

(2) 元売業者、特約業者及び軽油製造業者等以外の者が軽油の製造をした場合_____について

は、その取引数量等にかかわらず法第 1 4 4 条の 3 5 第 2 項の規定に基づき報告を行うものであること。

(3) 略

第 1 6 章 狩猟税

6 5(3)及び(4)の要件である鳥獣保護管理法第9条第1項の許可(同項を鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための特別措置に関する法律(平成19年法律第134号)第6条第1項の規定により読み替えて適用する場合における市町村長の許可を含む。)については、鳥獣の管理を目的とするものであること。

6 5(3)・(4)の要件である鳥獣保護管理法第9条第1項の許可(同項を鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための特別措置に関する法律_____第6条第1項の規定により読み替えて適用する場合における市町村長の許可を含む。)については、鳥獣の管理を目的とするものであること。